

兵庫県公報

平成29年3月31日 金曜日 第6号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

規 則	ページ
○ 兵庫県税条例施行規則等の一部を改正する規則（税務課）	1
○ 児童福祉規則等の一部を改正する規則（児童課）	2
○ 造林事業補助金交付規則の一部を改正する規則（林務課）	4
公安委員会告示	
○ 暴力追放運動推進センターに関する規則に基づく名称等の変更の届出	4

公布された法令のあらまし

●兵庫県税条例施行規則等の一部を改正する規則（規則第22号）

地方税法、兵庫県税条例等の一部改正により、車両総重量が12トンを超えるバス等であって、車線逸脱警報装置を備えるもので初めて新規登録等を受けるものの取得について、自動車取得税の課税標準の特例が適用されること等に伴い、所要の整備を行うこととした。

●児童福祉規則等の一部を改正する規則（規則第23号）

児童福祉法の一部改正により、養子縁組により里親となる者が養子縁組里親として定義されること、情緒障害児短期治療施設の名称が児童心理治療施設に改められること等に伴い、所要の整備を行うこととした。

●造林事業補助金交付規則の一部を改正する規則（規則第24号）

国の農山漁村地域整備交付金実施要領の一部改正により、造林事業に係る補助対象事業が再編されたことに伴い、所要の整備を行うこととした。

規 則

兵庫県税条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第22号

兵庫県税条例施行規則等の一部を改正する規則

（兵庫県税条例施行規則の一部改正）

第1条 兵庫県税条例施行規則（昭和35年兵庫県規則第78号）の一部を次のように改正する。

第31条第6号ア中「戸籍抄本」の右に「又は本籍（外国人にあつては、国籍等（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等をいう。第32条の3第6号アにおいて同じ。）」の記載のある住民票の写し」を加える。

第32条の3第6号ア中「戸籍抄本」の右に「又は本籍（外国人にあつては、国籍等）の記載のある住民票の写し」を加える。

附則第9項（見出しを含む。）中「附則第21条の2の4第12項」を「附則第21条の2の4第13項」に改め、同項第1号中「附則第12条の2の5第1項第1号」を「附則第12条の2の4第1項第1号」に、「第6号」を「第7号」に改め、同号カ中「第21条第8号」を「第15条第8号」に改め、同項第3号中「第11項まで」を「第12項まで」に、「附則第12条の2の5第9項第2号から第4号まで」を「附則第12条の2の4第9項第2号及び第3号」に、「第10項及び」を「第10項各号並びに」に、「から第5号まで」を「及び第4号」に改める。

様式第36号4ページの部御注意2及び様式第37号（裏）の部御注意中「40平方メートル、サービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅にあつては30平方メートル」を「、40平方メートル」に改め、「240平方メートル

ル以下」の右に「(サービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅にあつては、30平方メートル以上210平方メートル以下)」を加える。

(低開発地域工業開発地区における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 低開発地域工業開発地区における県税の課税免除に関する条例施行規則(昭和38年兵庫県規則第134号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「電気供給業」の右に「(電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第2号に規定する小売電気事業(地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)第6条の2第1項に規定する事業を含む。)を除く。)」を加え、同条第2項中「第7項」を「第6項」に、「第10項」を「第12項」に改める。

(農村地域工業等導入地区における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 農村地域工業等導入地区における県税の課税免除に関する条例施行規則(昭和47年兵庫県規則第88号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「その行う主たる事業が電気供給業」の右に「(電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第2号に規定する小売電気事業(地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)第6条の2第1項に規定する事業を含む。)を除く。以下この号において同じ。)」を加え、同条第2項中「第10項」を「第12項」に改める。

(離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部改正)

第4条 離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例施行規則(平成5年兵庫県規則第18号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「その行う主たる事業が電気供給業」の右に「(電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第2号に規定する小売電気事業(地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)第6条の2第1項に規定する事業を含む。)を除く。以下この号において同じ。)」を加え、同条第3項中「第9項及び第10項」を「第11項及び第12項」に改める。

(過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部改正)

第5条 過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則(平成12年兵庫県規則第63号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「その行う主たる事業が電気供給業」の右に「(電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第2号に規定する小売電気事業(地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)第6条の2第1項に規定する事業を含む。)を除く。以下この号において同じ。)」を加え、同条第3項中「第9項及び第10項」を「第11項及び第12項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第2条から第5条までの規定は、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律(平成29年法律第2号)附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日(次項において「地方税法改正法施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条の規定による改正後の低開発地域工業開発地区における県税の課税免除に関する条例施行規則第2条の規定、第3条の規定による改正後の農村地域工業等導入地区における県税の課税免除に関する条例施行規則第2条の規定、第4条の規定による改正後の離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例施行規則第4条の規定及び第5条の規定による改正後の過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則第2条の規定は、地方税法改正法施行日以後に新設され、又は増設される施設又は設備について適用し、地方税法改正法施行日前に新設され、又は増設された施設又は設備については、なお従前の例による。

~~~~~

児童福祉規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第23号

児童福祉規則等の一部を改正する規則

(児童福祉規則の一部改正)

第1条 児童福祉規則(昭和39年兵庫県規則第45号)の一部を次のように改正する。

第27条中「加え、又は加えさせた」を「行い、又は行わせた」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定は、法第33条第6項から第9項までの規定により、一時保護を行い、又は行わせたときについて準用する。

様式第21号中「養育里親研修の」を「養育里親研修又は養子縁組里親研修の」に、

「

|       |  |
|-------|--|
| 里親の種類 |  |
|-------|--|

」

を

「

|       |      |        |      |
|-------|------|--------|------|
| 里親の種類 | 養育里親 | 養子縁組里親 | 親族里親 |
|-------|------|--------|------|

」

に改め、同様式注1を次のように改める。

1 「里親の種類」欄は、希望する里親の種類を○で囲んでください。

様式第21号注3(4)中「養育里親」の右に「及び養子縁組里親」を加え、同様式注3(4)を同様式注3(5)とし、同様式注3(3)の次に次のように加える。

(4) 養子縁組里親になることを希望する者にあつては、養子縁組里親研修を修了し、又は修了する見込みであることを証する書類

様式第21号の2注(3)中「養育里親」の右に「及び養子縁組里親」を加える。

(児童福祉法による費用の徴収に関する規則の一部改正)

第2条 児童福祉法による費用の徴収に関する規則(昭和39年兵庫県規則第46号)の一部を次のように改正する。

別表第1A階層の款中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、同表注2を次のように改める。

2 この表において「均等割の額」、「所得割の額」及び「所得税の額」とは、厚生労働省所管補助金等交付規則(平成12年厚生省・労働省令第6号)第2条第1項の規定により厚生労働大臣が定めるところによる。

別表第1注3を削り、同表注4を同表注3とする。

別表第2A階層の款中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、同表注2を次のように改める。

2 この表において「均等割の額」、「所得割の額」及び「所得税の額」とは、厚生労働省所管補助金等交付規則第2条第1項の規定により厚生労働大臣が定めるところによる。

別表第2注3を削る。

別表第3納入義務者の属する世帯の階層区分の款中「情緒障害児短期治療施設通所部」を「児童心理治療施設通所部」に改め、同表A階層の款中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、同表注2を次のように改める。

2 この表において「均等割の額」、「所得割の額」及び「所得税の額」とは、厚生労働省所管補助金等交付規則第2条第1項の規定により厚生労働大臣が定めるところによる。

別表第3注3を削り、同表注4を同表注3とする。

様式第2号中「殿」を「様」に、「昭和 年」を「 年」に改める。

(兵庫県立児童福祉施設管理規則の一部改正)

第3条 兵庫県立児童福祉施設管理規則(昭和39年兵庫県規則第47号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

第4条中「至つた」を「至った」に改める。

(児童虐待の防止等に関する法律に規定する証票の様式を定める規則の一部改正)

第4条 児童虐待の防止等に関する法律に規定する証票の様式を定める規則(平成13年兵庫県規則第10号)の一部を次のように改正する。

様式第2号(裏面)の部中「前条第1項の規定による出頭の求めに応じない」を「正当な理由なく同項の

規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した」に、「又はその」を「、又はその」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第1条中児童福祉規則第27条の改正規定、第2条の規定（児童福祉法による費用の徴収に関する規則別表第3納入義務者の属する世帯の階層区分の款の改正規定を除く。）、第3条中兵庫県立児童福祉施設管理規則第4条の改正規定及び第4条の規定は、公布の日から施行する。



造林事業補助金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第24号

造林事業補助金交付規則の一部を改正する規則

造林事業補助金交付規則（昭和48年兵庫県規則第82号）の一部を次のように改正する。

別表公的森林整備推進事業の項及び流域育成林整備事業の項を削り、同表特定森林造成事業の項中「耕作放棄地等森林造成及び造林未済地緊急造林」を「その他の事業」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
（経過措置）
- 2 改正後の造林事業補助金交付規則の規定は、平成28年度の造林事業に係る補助金から適用する。

公安委員会告示

兵庫県公安委員会告示第98号

暴力追放運動推進センターに関する規則（平成3年国家公安委員会規則第7号）第3条第1項の規定による届出があったので、同条第2項の規定により次のとおり公示する。

平成29年3月31日

兵庫県公安委員会  
委員長 辰馬章夫

- 1 変更に係る事項
  - (1) 代表者の氏名

| 変更前  | 変更後  |
|------|------|
| 水越浩士 | 植村武雄 |

- (2) 暴力団追放事業を行う事務所の所在地

| 変更前                          | 変更後                                  |
|------------------------------|--------------------------------------|
| 加古川市加古川町寺家町45番地<br>加古川産業会館4階 | 加古川市加古川町寺家町天神木97番地の1<br>兵庫県加古川総合庁舎5階 |

- 2 変更しようとする年月日  
平成29年4月1日